

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防火管理者の行なうべき防火管理上必要な業務についての措置命令
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第8条第4項
基準規定	消防法第8条第1項・第4項;第5条第3項・第4項
処分基準	消防法第8条第1項、第4項、第5条第3項、第4項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定の取消し
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第8条の2の3第6項
基準規定	消防法第8条の2の3第1項・第6項
処分基準	消防法第8条の2の3第1項、第6項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	統括防火管理者を定めるべき旨の命令
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第8条の2第5項
基準規定	消防法第8条の2第1項・第5項;第5条第3項・第4項
処分基準	消防法第8条の2第1項、第5項、第5条第3項、第4項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務についての措置命令
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第8条の2第6項
基準規定	消防法第8条の2第1項・第6項;第5条第3項・第4項
処分基準	消防法第8条の2第1項、第6項、第5条第3項、第4項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	消防用設備等の設置維持命令
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第17条の4第1項
基準規定	消防法第17条の4第1項～第3項;第5条第3項・第4項
処分基準	消防法第17条の4第1項～第3項、第5条第3項、第4項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
処分権者	消防長、消防署長、その他の消防吏員
根拠規定	消防法第3条第1項
基準規定	消防法第3条第1項～第4項 災害対策基本法第64条第3項～第6項
処分基準	消防法第3条第1項から第4項災害対策基本法第64条第3項～第6項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防火対象物の火災予防措置命令
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第5条第1項
基準規定	消防法第3条第4項;第5条第1項～第4項
処分基準	消防法第5条第1項～第4項、第3条第4項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第5条の2第1項
基準規定	消防法第5条の2第1項・第2項;第5条第3項・第4項
処分基準	消防法第5条の2第1項、第2項、第5条第3項、第4項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
処分権者	消防長、消防署長、その他の消防吏員
根拠規定	消防法第5条の3第1項
基準規定	消防法第3条第4項;第5条第3項・第4項;第5条の3第1項～第5項 災害対策基本法第64条第3項～第6項
処分基準	消防法第5条の3第1項から第5項、第3条第4項、第5条第3項、第4項 災害対策基本法第64条第3項から第6項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防火管理者を定めるべき旨の命令
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第8条第3項
基準規定	消防法第8条第1項・第3項;第5条第3項・第4項
処分基準	消防法第8条第1項、第3項、第5条第3項、第4項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防災管理対象物の定期点検報告制度の特例認定の取消し
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項
基準規定	消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項・第6項
処分基準	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項、第6項規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	